

に向けての医療体制が一段と充実するものと、老人保健法が制定され、施行されて一ヶ月ですけれども、今後、老人保健法が、このまま継続すればするほど、老人医療の関係は充実するというふうに考えられているのか、なというところを感じておられますが、いまの答弁と、施政方針とを見まして、この点、もう一度、ここを確認したいと思っております。

と、言うのは、いま登壇して発言しましたように、この老人保健法そのものが、お年寄りにとても大変な悪法だというふうに、私は考えられます。いま、市長は、治療上、これまでお年寄りたちが、薬漬けや点滴漬けになっていったから、だからこりうふうに、点滴とか注射とか、検査なんかを制限したんじゃないかというふうに答弁されたように、私はとれるわけですけれども、本当にこりうふうに思っておられるのかどうなのか、その点と一つ、もう一度、再度確認をさせてください。

それと、私の質問の二点目の、月おめの四百円と、入院の一日、三百円のことです。これは、一部負担金が四百円と三百円で、妥当であるというふうにお答えになりましたけれども、普通、お年寄りというものは、

内科にかかれば腰も痛くなるとか、一つだけの診療科目にかかるというところが少ないというふうに言われておるわけです。七十歳以上になれば、あちらこちらに障害が出てくるというところは、普通考えられておることで、診療科目が変われば変わるだけ、この月おめ四百円というのは変わるわけです。月おめ四百円ですから、初診料じゃないんです。ですから、三月の三十日に病院に行つて、四月一日に、また、次の日もいらして、と言われて行かなければいけないところは、そこでまた四百円かかるというふうになつて、十分御承知だと思っておりますけれども、ですから一人のお年寄りが三つ、内科と整形外科と眼科と行かれると、月に一千二百円かかるわけです。遠いわけですから。そういう点から見ると、これは、ただ単に四百円だから安くて妥当だというふうにはならないと思っておりますが、その点を聞かせてください。

それと、それにあわせて、これまで都と国で、こりう老人医療費の無料制度を実施して、六十五歳以上のお年寄りが、この老人保健法が制定されて有料になつたわけですから、福生の場合

合、何人が、この老人保健法の六十五歳以上からに適用されて、そして、もしも肩がわりした場合、幾らあれば、それができるのか、ということかわれば教えてください。

それと、三番目の家庭の事情で退院かという厚生省の告示の問題ですけれども、これは、市長が措置しなければならぬと厚生省は言っているわけですね。それで、たとえば――わからなければいいんですけれども――家族へ指導するとか、それがうまくない場合は、老人ホームへ入所させるというふうに、先ほど答弁がありましたけれども、それで本当に、家庭の事情で退院できない困難な人たちが、これで本当にうまくいけば、それで結構だと思うんですけれども、こういう方法だけなのかどうなのか。これは、私がよくわからぬので聞かせてもらいたいと思います。どういふふうに、市長は措置をするのかなというふうに、ちょっと、そこが気になるんです。

それと、二つ目の非核宣言都市、これについて、先ほど市長は、非核三原則は人類みんなの願望であるというふうなことを言われていて、

そうだけれども、非核宣言都市については、内容は理解するが、現在考えている、というふうなことですが、これは、なぜ現在、考えられないのか。と、言うのは、一つには、五十七年――去年の六月議会で非核三原則の決議をしたから、もう同じものだからいらない、というふうに考えられるのか、それとも福生では、そういう非核福生市宣言など、非核宣言都市とする気は、言ってみれば横田基地があるから――私は、あるからしてほしいと思うんですけれども――あるからではない、というふうに考えられているのか、それとも、なぜできないのか、ということも、いま考えられていないのか、というのを聞かせてください。

三つ目、教育問題ですが、先ほど小林議員の質問のときの答弁で、大まかなことはよくわかりました。そして、教育委員会、つまり、この非行や、子供たちの置かれてある状況を何とかしようというふうに考えられて、ということもよくわかりました。一つには、もと積極的な対策をとっていただきたい、というふうに私は思うんです。小林議員の質問の中にも、幾つか出てきましたか、いろいろ、小学校や中学

校の校長先生や教頭先生と今んで、いろんな話し合ひをされて、それはそれなりに、効果が、これから出てきて、少しでも非行、防止に役立てば、親や先生方と手をつないでやっていければいい、というふうに思うので、そういうことは、これから引き続きお願いしたいと思っておりますが、一つ一つ、ちゃんと聞いてみます。

いま次長も、私の質問で答えていただきました教育相談員の研修会もやって、相談員が、本当にそういう相談にオモと乗れるような、そういう能力をつくってほしい、というふうなことをですが、それはもう、早速、これは実現していただく、強かに進めていただきたいんですが、この教育相談員と、各中学校区、福生の場合、三つ中学校があるわけですが、この中学校区に、一人ずつ配置をできれば結構だと思っておりますが、そういうふうな、この教育相談員の先生を増員するお考えがあるかどうか、というのを聞かせてください。

それと、先ほどの質問の中でありましたが、校長先生や教頭先生と教育委員会の皆さんとの話し合ひが何回行われたよりですが、

現場の先生と教育委員会の皆さんとの話し合ひが、私は、また必要ではないかと思うんですが、実態をつかむ、先生方の考え方をつかむという点でも、そういう点は、どういうふうにやられておるか、聞かせてください。

それと、いま次長の答弁の中で、ちょっと気になしまして……。家庭が一番大事、家庭不和が子供の非行を増長する、ということは、私もそういうこともあるだろうというふうには考えますが、親が家庭にいい母親が働きに行っている、親がよく家をあける、という子供に非行が多い、ということに先ほど言われたわけですが、しかし、先ほど、私の前の小林議員の質問の中の答弁では、福生の場合、五十六年度と五十七年度を比べると、五十六年度は全体で三十一件非行があったと、五十七年度は十六件で少なくなっている、とありますが、その中でも、中学生が二百九十八人で、二十一人の子供たちが、そういうことをして、その子たちが繰り返し返してやるんだというふうな答弁があったと思うんですが、確かにありました。そうすると、親が家にいるからとかい

なりからというには当てはまらないと思ひます。母親が家にいないのは、たゞ二人ではなでしうし、母親が家にいる場合、子供は、みんな非行もなく、何の問題もなくきちと育つてゐるかと言ふと、またそれは一口には言えないんじゃないかと、そういう部分もあると思ひます。前の私の質問のとき、教育長、そういうふうに答えられたことがあるんです。だから、それだと思ひます。ところが、何か、なつと何かになると、親が家にいないとだめだとか、家にいると、中流家庭以上の子供に非行が多いたとか、父子家庭が多くて大変じゃないかなと言ふと、いや、中流家庭以上に非行が多、んだとかいうふうに問題がすりかえられてゐるような気がするので、その点、一言だけ、私は言わせておいてもらいます。

そういう中で、先生方や教育委員会の皆さんが、そろそろ苦勞されて非行防止を強められてゐるわけですが、これはひとつ聞かせていただきました。ゲームセンターが市内に幾つかあります。中学校や小学校のそばにも、余りよくないけれどもあります。そういう問題

について、教育委員会としてはどういふふうに考えられてゐるのか、このゲームセンターのとりえ方についてどうなのか聞かせていただきたいのと、それと、もう一つ、四年学級の実現が国会で通つて、そのまま凍結されて、いま実現されてないんですけれども、一人一人の子供の個性と能力を伸ばして、それで本当にゆとりのある教育を受けさせることが、私は第一の非行の克服だと思つてゐます。ですから、この四年学級の早期実現、それが、非行や暴力の、先生と子供たちのつながりを深めるといふ点でも、よりよいものではないかというふうに考へるんですが、これは福生市でやれと言つてもなかなかできない問題だと思ひますが、これまで、国に、この四年学級の早期実現に対して要望なり要請なり、何らかの会議の場でも、そういうことを話に上つたことがあるかどうか、そういうことを聞かせてもらいたいのと、今後そういう働きかけをされていくかどうか聞かせていただきたいというふうに思ひます。

教育の問題で最後に一つ、これまで福生の場合、先ほどの答

弁の中で、三十件とか十六件とかいう話がありまして、そういう点で見ると、私は、ほかの自治体に比べて、福生はまた少なめかなというふうに思ひわけです。それらの、福生市で起きたこれまでの非行や校内暴カの問題、一口で言うと非行という問題に対して、教育委員会としては、子供のこういう非行が、どうして起きてくるのかというふうな、その原因、原因がどこにあるのかというところ、これまで何度か分析をされたでしょうけれども、簡単に結構ですから、その点をも一つ聞かせてください。

以上、再質問とします。

○市長（田村匡雄君） 自席からお許しをいたしまして、御答弁と申し上げます。

第二点目の、非核都市宣言についてでございますけれども、先ほど申し上げたように、趣旨内容については、非常にいいことだと思うんですが、いさすけれども、議会の方で、昨年の六月の定例会で意見書を議決しております。そういふような関係でございまして、先ほど申し

上げたとおり、現在のところ、宣言は考えておりませんので、よろしく御理解をお願いいたします。

○福祉部長（須崎進君） お答えいたします。

老人医療が充実されるかというふうなことでございすけれども、これは、国といたしまして、老人の特性等を踏まえた医療方針をやってるんだというところでございまして、先ほど市長が申し上げましたように、特定病院等を設定して、老人にふさわしい医療給付を行うていくと、こういうふうなことでございまして、確かに特定病院の許可を受けますと、従来と同じような医療給付が受けられるというところで、いわゆる点滴漬けとかいうふうな、何か非常に基準のないものでなく、老人医療も、老人の特性を生かしたものとす――こういうふうなことのようでございます。

それから、外来ににつきまして四百回、入院三百回がふま当かというふうなことでございす。これは、先ほど市長も申し上げましたように、無理のない負担であるというところで、これにつきまして、衆参両院

で審議をされた中でも減額されて、この法律の中で出てきていますというものでございます。そういうことで、無理のないものではなからうかというところでございます。

それから、今回の老人医療の対象者のすなわちにつきましては、七十歳以上と六十歳以上の寝たきり老人の方が一千八百三十人いらっしゃいます。これら的一部負担金につきましては、一千五百十二万程度が御負担をしていただく額として予定しております。

それから、退院でないので指置ににつきましては、先ほど私が申し上げたような方法で対応していくというふうなことをでございます。

以上でございます。

○教育次長（八木房雄君） 答え申し上げます。

教育相談員の増員というふうな話でございますが、各学校で一人ではないかと、いろいろお話でございますが、現在、各中学校に一名の相談員が配置されております。先生方になすにばりております。その先生方が非常に活躍していただいております。

況でございます。その先生方が先ほど申し上げましたとおり一体となつて、ほかの先生方も指導していただくと、たれでも相談員になれるようにというふうな考え方で進んでおります。

それから、現場の教師の関係ですが、いろいろの問題についての研修会等を、私どもの方では、すでに行っております。そこにおきまして、いろいろお願いしたり、また、指導したりして行っております。また、教育委員会としての指導目標におきましても、十二回の研修会を行っております。全体の先生が一回は出られるようにというところでやっておりますが、先般二月二十六日、土曜日でございますが、実技研修会がございまして、三校の中学の先生方、約七十人ぐらゐの先生方からなっております。その後、その席上でも、校内暴力の問題につきとも、私どもの方からはお願いしたり、また校長からお願いして、その状況でございます。そういうふうに、研修会等を通じて、周知徹底を図ってまいりたいというところでございます。

それから、先ほど、問題児の家庭のことを申し上げたんですが、それ

は中学校の方の、実際に現場で当たっている先生方の声がそうだと
いうことを私は申し上げたわけでもございまして、全部がそうだとは言っ
ておられません。大体、そういうふうな傾向になってくるというところでござ
います。やはり家庭の不和とか、それから父親の酒乱とか、それ
うふうな関係、そういうことで、やはり非行が多くなっているというふう
に申し上げたわけでもございます。

それから、ゲームセンターの関係でもありますが、学区にも幾つかござ
います。この問題についても、私も敬警察等に行きまして、いろ
ろ調査したわけでもございす。自動販売機と同じでもございまして、
許可が必要でないものでございまして、これについては、私も行政の方
からもう言うわけにはまいりませんが、学校としましては、子供たちに、喜
入りの禁止というのを強く求めております。昨日の、校長、教頭
の関係でも、全部聞いたわけでもございす。これについては、やはり、
行かないようにという指導をしていると、また今後もしてまいるという
ふうなことでございまして、特別教育委員会の方で、そのゲームセン

ターについて、やめさせるとか云々という考えは持っておりませんが、学校
の指導として、強く指導をしてまいりたいと思っております。

それから、四十人学級の関係でもございす。これは文部省の方か
ら都の方へ参りまして、その方針が打ち出されたわけでもございす。か
現在臨調等の関係によりまして、延期になっておりますが、私も
の方では、特別に申し入れをしたというふうな事案。

しかしながら、現状では、小学校が平均三十八人でございす。そして
中学が四十人でございまして、減る傾向があり、中学の方もばんだん
減ってくるわけでもございまして、四十人を割っていくという状況でも
ございまして、実質的には、四十人学級になつてくるという状況でも
ございす。

それから、子供の非行の問題の要因というところでございす。これ
は、やはり家庭、学校、地域という問題があると思っております。
特に幼児期において、家庭の教育が必要であろうというふうには、
いろいろの東京都から来る本とか、また、そういうふうな関係でも、いろ
ろお話がございす。これについては、一人一人が関心を持って子供たちを

育てていくというふうな問題、いかにしても現在の親が家庭にお
かましても、先ほと申し上げましたとおり、放任主義とか過保護とかい
うことにも問題があるし、また学校におかましても、いろいろと指導上
の問題もありましたので、今後、それらについても積極的に見て見
ぬふりをしながら、積極的に取り組んでいけというふうな考え方を
持て進んでおるわけでございます。

これらにつきまして、青少年問題協議会等におかましても、ま
た地区委員会等におかましても、やはり非行問題についても取り
組んでいたっていらっしゃるわけでございます。

このように、この問題についても深いところまでの、家庭と学校と
社会と、それからまた、そういうふうな取り巻く中において、いろいろと
問題が生じたわけでございます。これについても、十分今後、非行が
起きないような施策を考えてまいりたいというふうに考えております。

○十一番（原 敏子君） それでは、老人保健法のことから、余りくどく
ならぬように聞かせてもらいます。

いまの答弁の中で、特定病院を設定して、老人の特性を生かして、
これまでの医療が受けられるようにするんだという答弁かなというふ
うに聞きました。そうすると、もう老人保健法が制定されて、実
施されて一ヶ月たつていらっしゃるわけ。それでは、いま言われた特定病院
というのは、この福生ではどうなんですか。それを聞かせてください。
そういう、七十歳以上でも、全部受け入れてくれる病院が、どこにある
のか。現実には、七十歳以上になると、なかなか入院がでないという
ふうな仕組みになっていまして、私は思いますが、現実には、私の
ところにも、入院する所がないけれども、どこか紹介してもらえないか、と
いうような相談の電話がかかってまいりました。そういう、ともあります
し、現実には、この老人保健法の問題、有料になったことも、もう
大変な問題ですけれども、一つには、七十歳以上の老年寄りの医療
を差別するということに問題があると言われているわけ。で、
すから、これが、そういう特定病院が設定されて、その老年寄り
が、ちゃんと病院に入れば、これは、市長が先ほど言われた長期

的な展望に立って、いいというのかなというふうにも思いますが、
そういふ病院があるのかどうか、もしあったら教えてもらいたいので、
それを聞かせてください。

それと、本人負担分の件につきましては、これは考え方の違い、
相違と言いますか、四百円、三百円、それが五つになっても、診療科
目が変わることというのだから、五つの部分に、内科とか外科とか、
そういふところにかかっている人にとっては大変だというふうに私は考えま
すし、ただ内科だけ行っている人だったら、まだいいのかな、というふうにも
思いますが、でも、先ほども話しましたように、私は、いまだ大変
な、さまざまな困難を乗り越えて、というように表現しましたけれども、
そういふふうな生活をされて、いれた方にも、いまだ答弁の中で、
福生で一千八百三十人で一千五百十一万円あれば、これは肩がわりであ
るわけです。これは、大体の線だろうと思えます。はつきりした教
字は、これからでなければ出て、ないでしうし、その月、その月によって
違いますのでしうから。言ってみれば健康管理体制みたいな、

七十歳以上のお年寄りには、たとえ月五百円でも一千円でも補助で
あるというふうな、そういう温かい政治を行っていただけないかどうかと
いうことを質問しているわけで、これは、もう、無理のない額だというふう
に市長は思われているので、これは、ぜひ、そういうふうには思われ
ないで、まだ一ヶ月しか経過しておりませぬので、これからいろんなお年
寄りが、市役所なり、民生委員の方なりに、いろんな相談があると
思いますが、そういうときには、きちんとした相談に乗ってあげていただき、
たいといふふうには、この点については要望しておきます。

非核宣言都市の件につきましては、意見書が出ていますから
宣言は考えていないというふうに市長は答えられましたか、意見書が
出たら、もう、この非核三原則を、核はいらないというように意見書
を出したんだから、非核宣言をしなくても同じようになつていくというよ
うに考えられていくのかどうか。日野市だとか、いろんな所の宣言
をしている所では、庁舎に、たとえば、非核福生市宣言だとか、そういう
にれ幕をつくって、核をつくらず、持たずというふうな、そういうふうな

ものをつくってしまわなければいけません。意見書が出れば、言ってみれば一回、そういうことをすれば、もうそういう必要はないんだというふうに考えられるというのは、ちょっとあれなんですけれども、特に私は、この福生市が、横田基地を抱えてしまっている意見書も出さず、宣言もするし……。横田に核があつては困るわけです。その点、市長は、施政方針演説でも、基地があるのは安保条約の関係でしようがないというふうに言われましたけれども、では、この横田基地に、核があつてもいいと考へられてしまふのか、それだけ聞かせてください。

それと、教育の問題では、いま次長からいろいろ聞かれました。四十人学級の点で言いますと、これはたまたま、中学校は四十人になり、三十八人とか九人になってしまふわけです。児童数の関係で、たまたま。その中学一年生は、二中ではふつう四十五人の範囲内です。セクラス。結局、あと二人ふえれば八クラスになるから、三十八人だから四十人くらいになるわけです。そういうふうに、たまたまなるんじゃないかと教育上、必要だということでは四十人を目標とする限り、

これは余りあれじゃないかと……。そういう点では、ぜひ申し入れていただかないといふふうに思ふんです。

それと、ゲームセンターの件なんですけれども、学校の先生方と話をしても、やっぱりゲームセンターはものすごい悪い影響を与えておるというのを言われるわけです。これは、自動販売機と同じようなものなので、あれと同じ措置をとっていただくような、そういう運動をしていただかないと思ふんです。と言ひのは、一つには、自動販売機の場合、置いてあるお店にならなく置くか、ないでほしいと働きかけをしますね、青少年協も一緒になつてやりますね。そういうような、読まないと、そういうゲームセンターに遊びに行かないとかいうようなスローガンなども、言ってみれば「家庭の日」形式の、ああいうものをつくるのか、それと、そのゲームセンターは、子供が入っているかどうかかわからないような、何かよくわからないような、刑を通行にしろ黒いカーテンかしてあるんです。何人、中に子供がゐるかかわからないような、ああいうものを、できれば素通しのカラスにお店の人に、何とかそれだけでもしてもらえないかというように交渉をし